

## 旭市訪問型サービスD（移動支援）事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

旭市告示第50号

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、旭市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年旭市告示第46号）第3条第1号アに規定するサービス事業のうち訪問型サービスD（移動支援）事業（以下「事業」という。）を行う者に対して、その活動を支援するために予算の範囲内において旭市訪問型サービスD（移動支援）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるようにするために、外出機会の確保及び社会参加の促進を図ることにより、介護予防及び自立支援を推進することを目的として、身体的要因、住環境要因、交通環境要因等により移動困難な者の輸送を行うものであって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守して行われるものであること。
- (2) 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と連携して行われるものであること。
- (3) 事業の提供に必要な設備・備品を有して行われるものであること。
- (4) 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行われるものであ

ること。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、通所型サービスB、通所型サービスC、介護予防教室又は通いの場等の利用者で、介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められたものとする。

(利用料)

第5条 事業の利用者が負担する利用料は、無料とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う団体(以下「団体」という。)であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項第2号に規定する福祉有償運送の登録を有していること。

(2) 高齢者の送迎について十分な知識と経験を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にあるとき。

(2) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体であるとき。

(3) 国、地方公共団体その他これに準ずる機関からこの要綱に基づく補助金と同様の補助金を受けているとき。

(4) 市税等に滞納があるとき。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用調整を行うコーディネーターに係る人件費

(2) 報告書類等の作成に使用する用紙等の消耗品費

(3) 利用調整や利用者との連絡に使用する携帯電話等の通信費

- (4) 使用する車両の燃料費
- (5) 使用する車両の任意保険料
- (6) その他市長が必要と認める経費  
(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表により算出した額の合計額と実際に支出した補助対象経費の合計額とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者(以下「申請者」という。)は、旭市訪問型サービスD(移動支援)事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 団体の構成員の名簿
- (5) 事業の実施に係る参考資料

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業の内容を審査のうえ補助金を交付することの可否を決定し、旭市訪問型サービスD(移動支援)事業補助金交付決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第11条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)を変更し、中止し、又は廃止するときは、速やかに旭市訪問型サービスD(移動支援)事業変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)に、第9条各号に掲げる書類のうち内容に変更があったものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、旭市訪問型サービスD(移動支援)事業変更(中

止・廃止）承認（却下）通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、交付決定事業が完了し、又は交付決定事業の全部を中止し、若しくは廃止したときは、当該日の翌日から起算して10日以内に旭市訪問型サービスD（移動支援）事業実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施内容報告書（第9号様式）
- (2) 月別利用状況（第10号様式）
- (3) 収支決算書（第11号様式）
- (4) 運行記録票、業務日誌等輸送の実績を確認できる書類
- (5) 事業利用者名簿
- (6) 記録写真等事業の実施状況が確認できるもの

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、旭市訪問型サービスD（移動支援）事業補助金交付額確定通知書（第12号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、旭市訪問型サービスD（移動支援）事業補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の概算払請求）

第15条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、旭市訪問型サービスD（移動支援）事業補助金概算払請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助対象経費	補助額
人件費	1週間当たりの事業実施日数1日につき104,000円を乗じて得た額
消耗品費	事業に使用する自動車の1週間当たりの延べ稼働台数1台につき12,000円を乗じて得た額
通信費	事業実施日に稼働する自動車1台につき25,000円を乗じて得た額
燃料費	事業実施日に稼働する自動車1台につき26,000円を乗じて得た額
保険料	事業に使用する自動車1台につき394,000円を365で除した額に、その自動車の稼働日数を乗じて得た額